

1

区行政改革の基本的な考え方

(1) めざすべき区役所像

地域のことは地域で決めて実行することを原則として、地域社会が抱える様々な課題を市民との協働により解決していくため、区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点とすることを、区行政改革の基本的な考え方としています。

この考え方に基づき、区行政改革によりめざすべき4つの区役所像を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な取組を進めていきます。

《めざすべき4つの区役所像》

1 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所

- ⇒区における地域課題への的確な対応
- (1)区における地域のまちづくりの推進
 - (2)区における総合的な子ども支援の推進

3 市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所

- ⇒便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供
- (1)利便性の高い快適な窓口サービスの提供
 - (2)区役所と支所、出張所等の窓口サービス機能再編の取組
 - (3)区役所等庁舎の計画的・効率的な整備



2 地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所

- ⇒区における市民活動支援施策の推進
- (1)区における市民活動支援の推進

4 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所

- ⇒市民参加による区行政の推進
- (1)区民会議の充実
 - (2)区における総合行政の推進

(2) 区行政改革の着実な推進

「新たな行財政改革プラン」では、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えて、中・長期的にめざす公共サービス提供システム改革のポイントとして「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」を掲げています。

これは、さまざまな世代の市民や町内会・自治会、NPO法人をはじめとした市民活動団体、事業者などが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら、活躍する場をつくることにより、市民と市民、事業者等と市民が公共サービスを直接やり取りするような仕組みが機能する領域を増やし、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる活力ある地域社会と、中間コストのかからない効率的・効果的な公共サービス提供システムの構築をめざすものです。

こうした、「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」は、短期間に実現できるものではなく、その実現のためには、分権型の地域社会にふさわしい市民自治の充実を図るための取組を一つずつ着実かつ継続的に積み重ねていく必要があります。

各区役所では、これまでの区行政改革において、地域の課題を地域で解決するための取組や、市民の利便性を高めるための取組を進めるとともに、その実現のために必要な体制を整備してきたところです。

今後は、地域での着実な実践を積み重ねる段階として、これまで整備を進めてきた枠組み等を活用しながら、区役所を中心に、地域人材の発掘・育成に向けた取組や、地域社会を構成する多様な主体との協働によるまちづくりを推進するとともに、分権型社会にふさわしい新しい区役所のあり方について検討を進め、地域特性を活かしながら「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」の実現に向けた取組を進めていきます。

こうしたことから、2011（平成23）年度から2013（平成25）年度までの第3期計画期間の具体的な取組を「2 区行政改革の具体的な取組」以降に示し、区行政改革を着実に推進します。